

○筑波大学附属病院基金細則

〔 令和 7 年 3 月 2 7 日 〕
〔 法人細則第 1 1 号 〕

筑波大学附属病院基金細則

（設置）

第 1 条 国立大学法人筑波大学基金規則（平成 2 2 年法人規則第 4 0 号）第 4 条第 1 項に基づく特定基金として、筑波大学附属病院基金（以下「附属病院基金」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 附属病院基金は、筑波大学附属病院における機能の強化及びサービスの向上を図ることを目的とする。

（事業）

第 3 条 附属病院基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 患者に対するサービスの向上に係る事業
- （2） 施設・設備環境の整備に係る事業
- （3） 医療人材の育成に係る事業
- （4） 高度医療の提供、先端医療の導入、地域医療への貢献その他病院運営機能の強化に係る事業
- （5） 臨床研究をはじめとする新しい医療の研究開発に係る事業

（使用の制限）

第 4 条 附属病院基金に対して拠出された寄附金は、前条に掲げる事業に使用するものとする。

（運営費）

第 5 条 附属病院基金の運営費は、寄附金をもって充てる。

（事業年度）

第 6 条 附属病院基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

（事務）

第 7 条 附属病院基金に関する事務は、病院総務部が、事業・ファイナンス局事業・リレーション推進室と連携して行う。

（雑則）

第 8 条 この法人細則に定めるもののほか、附属病院基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。